

# 暮らしのお知らせ

☆は、行政情報告知端末機の番号です

## お知らせ

生活・仕事相談をお受けします

生活や仕事などに関する悩みごと、困りごとなどについてご相談ください。【要事前予約】

### ■開催日時

- 1月11日(火)
- 2月8日(火)
- ①午前10時～10時50分
- ②午前11時～11時50分の2回

### ■開催場所

総合福祉センター「ハピネス」

### ■申込期限

開催日前日の午後3時まで  
で電話、FAX、メールで予約してください。

### ■相談料

無料

### ■相談先・実施主体

自立相談支援事業所「かわかわ生活あんしんセンター」

## ター

〒078-8231  
旭川市豊岡1条2丁目1-16  
☎0166-38-8800  
FAX 0166-33-0021  
メール  
anshin@kamikawa19.hokkaido.jp

### ■その他

相談開始時間確認のため、後日センターから電話連絡することがあります。

## 税のお知らせ

### 償却資産は申告が必要です

固定資産税は、土地・家屋・償却資産に分かれています。土地や家屋には登記制度があり、課税対象を把握できますが、償却資産には登記制度がないため、所有者による毎年の資産を申告する義務があります。

令和4年1月1日時点で町内に償却資産を所有している人は、個人・法人に関わらず確定申告とは別に申告書を提出してください。前年度に申告した人には、12月下旬に申告書を送付いたします。

また、新規に事業を開始した人などはお問い合わせください。

### 償却資産とは

会社や個人が事業のために所有している土地や建物以外の資産です。具体的には構築物、機械・装置、車両・運搬具、工具・器具などがあります。

※軽自動車税の対象となるものは、償却資産の課税対象ではありません。

### 農耕作業用トラクターの軽自動車税の課税

これまで償却資産として固定資産税の対象であ

った農耕作業用トラクターのうち、一部が軽自動車税(種別割)の対象となっており、

農耕作業用トラクター(マニユアスプレッダ(堆肥散布機)、スプレーヤ(薬剤散布機)、ロールベラー(集草機)、トラレーラ(運搬車)等)が小型特殊自動車に該当する場合、トラクターやコンバインなどの乗用設備のある農耕作業車と同様に公道走行の有無に関わらず、所有していれば軽自動車税の課税対象となり、手続きが必要となります。

大型特殊自動車に該当するものは、引き続き固定資産税の対象となりますので、償却資産の申告が必要です。

新たに軽自動車税の登録の届出をした農耕作業用トラレーラについては、償却資産と二重に申告することのないようお気を付けてください。

### ■お問い合わせ

#### 税務住民課

税務・収納グループ

☎4-2511

内線113・115

☆4-251103

### 運転免許証更新時講習 (1月6日から2月3日まで)

#### 駅前交流プラザよろーな

##### ■違反運転者講習(2時間)

- 1月13日(木)19時
- 2月3日(木)14時

##### ■初回更新者講習(2時間)

- 1月20日(木)14時

##### ■一般運転者講習(1時間)

- 1月6日(木)14時
- 1月20日(木)17時30分
- 2月3日(木)17時30分

##### ■優良運転者講習(30分)

- 1月6日(木)13時
- 1月13日(木)18時
- 2月3日(木)19時

#### 下川交通防犯センター会場

##### ■優良運転者講習(30分)

- 1月17日(月)13時